

2023 年度

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

特定旅客自動車運送事業

茨城急行自動車株式会社

## 2023年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

平素は茨城急行自動車をご利用いただき誠にありがとうございます。

当社におきましては、輸送の安全を確保するためにさまざまな取り組みを行っております。

今後も、安全の確保に終わりはないことをあらためて認識し、以下のとおり全社員が一丸となって取り組んでまいります。

### 1 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（これを「Plan Do Check Act」という）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

#### 経営理念

- 一 茨城急行自動車は、安全運行を最優先として事業に取り組んでまいります。
- 一 お客様の視点に立ち、お客様にご満足いただけるようなサービスを提供しつづけてまいります。
- 一 法令を遵守するとともに、事業活動を通じて地域社会に貢献できるよう努めてまいります。
- 一 的確に収益拡大の機会を捉え、積極的かつ柔軟な事業運営を行います。

茨城急行自動車株式会社

#### 経営ビジョン

- 一 私たちは、安全の確保を第一として日々の運行を行います。
- 一 私たちは、お客様に対する感謝の気持ちをもって業務に精励いたします。
- 一 私たちは、法令と社会規範を守り、地域社会の一員であるとの自覚をもって責任ある行動をします。
- 一 私たちは、お客様の需要に対応した事業の展開を心がけます。

茨城急行自動車株式会社

【経営理念】



【経営ビジョン】



\* 本社・営業所内に掲示し、常に全社員に周知し方針に則り業務を遂行しております。

2 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(総件数および類型別の事故件数)

	重大事故		交通事故		内 訳
	目標	実績	目標	実績	
2020年度	0件	0件	8件以内	18件	人身2件、物損16件
2021年度	0件	0件	8件以内	17件	人身4件、物損13件
2022年度	0件	0件	8件以内	22件	人身2件、物損20件
2023年度	0件		12件以内		

2022年度は車庫内での事故が多かった（11件）ことに加え、コロナ禍の反動による交通量増加の影響等により目標件数を達成することができませんでした。

2023年度はこれら過去の事故を教訓に、目標達成を目指して事故防止に取り組む所存です。

3 事故統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

2022年度 0件

4 安全管理規程

別紙3「安全管理規程」のとおりです。

5 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。

- (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。

## 6 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

- (1) 輸送の安全に関する組織体制及び式命令系統

別紙1「輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統」のとおりです。

- (2) 事故・災害等に関する報告連絡体制

別紙2「事故・災害等に関する報告連絡体制」のとおり、事故・災害が発生した場合における連絡網を整備し迅速な対応がとれるよう体制を確立しております。

## 7 輸送の安全に関する取り組み

- (1) 設備投資

車両については、計画的に最新の形式へ代替してまいります。

ドライブレコーダーを全車両に搭載して安全運転教育に活用しているほか、左折時の巻き込み防止を目的とした「左折アラーム」や後退運転を必要とする車両へは「バックカメラ」を搭載するとともに、後続車の追突事故防止を目的とした「乗降中表示機」を装備するなど、輸送の安全性向上に寄与する設備投資を計画的に行っております。

また、2019年度以降導入の新型車両（中型）には、運転士の健康状態に異常が発生したときに運転士もしくはお客様がボタンを押して非常ブレーキを作動させることでバスを安全に停車させる「ドライバー異常時対応システム（EDSS）」を搭載しております。

【アシストガイドライン付バックモニター】



【車内注意喚起付運賃表示器】



\* 後退事故防止・車内事故防止のため設備の更新を進めてまいります。

【車両フロントカメラ】



【車内カメラ】



【車両左側カメラ】



【車両右側カメラ】



\* 全車両にデジタルタコグラフ内蔵型ドライブレコーダーを設置しています。

【ドライバー異常時対応システム (EDSS)】

(お客様用スイッチ)

(運転席スイッチ)



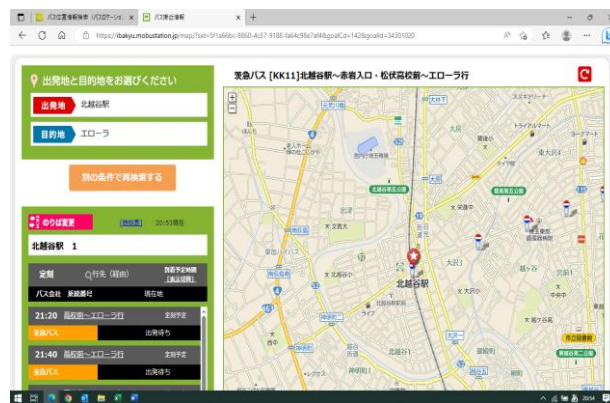
2018年度には、更なる運行管理の徹底・厳正な点呼執行・飲酒運転防止を図るため、運転士の出勤時のアルコール検査実施状況をパソコンでデータ管理することができる「高性能検知器データ管理システム」を導入しました。運転士のアルコール検査を確実に実施させ、その結果を管理することで更なる「輸送の安全」に努めております。



営業所（運行管理者）とバス（運転士）との通信には I P 無線システムを導入し、インターネット環境によってバスの運行状況を把握できる体制を構築しております。2021年度には当該システムを活用してお客様の携帯端末（スマートフォン等）からでも直接運行状況を確認できるバスロケーションシステムの運用を開始しました。



《運行状況確認画面と I P 無線（営業所）》



《バスロケーションシステム（ホームページ）》

## (2) 安全運動の実施

春の全国交通安全運動（5月上旬）ならびに秋の全国交通安全運動（9月上旬）にあわせて事故防止運動を重点的に展開するほか、夏季輸送の安全強化運動（7月中～下旬）ならびに年末年始輸送の安全強化運動（12月中旬～1月上旬）を実施するなど、年4回の安全運動を中心として輸送の安全性向上に努めてまいります。

### (3) 運輸安全マネジメント委員会の開催

社長をはじめとする管理者と運転士の代表者が出席して年6回隔月で会議を開催し、事故の未然防止、運転技能の維持向上、効果的な教育方法等について双方で情報の共有化を実践のうえ輸送の安全性向上に努めております。

※会議の主な目的

- ・管理者、安全統括管理者と運輸安全マネジメント委員会委員（実務担当者）との意見交換、PDCAサイクルの実行および確認
- ・ドライブレコーダー映像を活用した事故の検証、再発防止のための意見交換
- ・この会議をもとに各営業所において運輸安全マネジメント営業所委員会（営業所管理者・運転士）を開催し、情報の共有および意見交換を行う。

### (4) 事故・災害時における対応

当社では、自然災害発生時にはお客様や社員等の安全確保（人命）を最優先とし、行政や警察とも連携して迅速な対応が取れるよう日頃の訓練や準備に取り組むことが重要であると考えております。

2021年度においては、近年頻発化・激甚化する自然災害への対応力向上を目的とした国土交通省主催の「運輸防災マネジメントセミナー」に経営トップはじめ安全統括管理者ほか出席しております。2022年度には大きな自然災害の影響を受けることはありませんでしたが、今後においても教訓を活かし継続した取り組みを行ってまいります。

また、自然災害の発生が予想される場合もしくは発生した場合にはお客様へ迅速に運行情報を提供できるよう、自社ホームページにて最新の運行情報を掲出して、輸送の安全を第一に取り組んでまいります。

### (5) 健康管理

当社では、運転士の健康管理が事故防止の観点から重要なものと考えており、次のような取り組みにより健康起因事故の防止に努めております。

#### ①健康診断と各種検査の実施

労働安全衛生法に基づく雇い入れ時および年2回の定期健康診断（メタボリックシンドローム判定、腫瘍マーカーを含む）を確実に実施するとともに、睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査および脳MRI健診とその検査結果に基づく健康管理指導、ストレスチェック等を実施しています。今後は心疾患や視野疾患等に対しても、その方策を検討してまいります。

#### ②健康管理指導

国土交通省が策定する「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」等各種マニュアルを活用して乗務員の健康状態の把握と適切な指導を行っています。

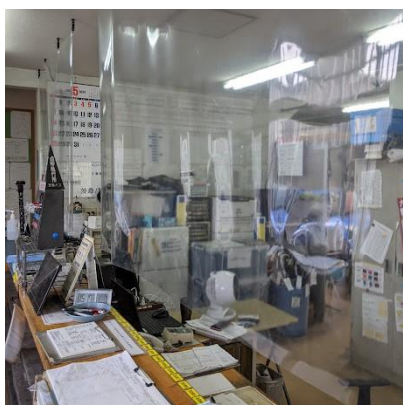
### (6) 新型コロナウイルス感染防止

2022年度は新型コロナウイルスの感染拡大にともない、従業員およびお客様の感染防止を図るため、以下の取り組みを行いました。

#### ①従業員のマスク着用の徹底

#### ②営業所内の点呼執行場所およびお客様対応窓口への感染防止シートの設置

③車内に感染防止シート、お客様用除菌スプレーの設置、啓発ポスターの掲出、バス車内一部座席の使用禁止



《感染防止シート設置》  
営業所点呼執行場所



《除菌スプレー設置》  
バス車内



《感染防止シート設置》  
バス車内

(7) 輸送の安全に関する投資等（2022年度実績と2023年度計画）

輸送の安全性向上を目的とした取り組み（新車購入、安全装置の設置等）に関する設備等に投じた金額は以下のとおりです。

2022年度（実績）

車両関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新車購入費（路線バス中型車4両）</li> <li>・LED行先表示器等車両設備更新</li> <li>・車両冷房装置整備 ・車体外装修理ほか</li> </ul>	81,975 千円
教育関係	<p>《国土交通省認定リスクコンサルティング費》</p> <p>①外部講師（損保リスクマネジメント㈱）による研修プログラム （事務員・乗務員対象、研修名称：事故防止研究会）</p> <p>②一般適性診断</p> <p>《その他外部教育機関による専門講習》</p> <p>①ドライブレコーダー映像視聴による指導（㈱ディ・クリエイト）</p>	537 千円
健康管理関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健康診断</li> <li>・睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査</li> <li>・脳MRI健診</li> <li>・ストレスチェック</li> </ul>	2,331 千円



2023 年度（計画）

車両関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新車購入費（路線バス中型車3両、小型車1両）</li> <li>・LED 行先表示器等車両設備更新</li> <li>・車両冷房装置整備 ・車体外装修理ほか</li> </ul>	101,730 千円
教育関係	<p>《国土交通省認定リスクコンサルティング費》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①外部講師（損保リスクマネジメント㈱）による研修プログラム（事務員・乗務員対象、研修名称：事故防止研究会）</li> <li>②一般適性診断</li> </ul> <p>《その他外部教育機関による専門講習》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ドライブレコーダー映像視聴による指導（㈱ディ・クリエイト）</li> </ul>	463 千円
健康管理関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健康診断</li> <li>・睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査</li> <li>・脳 MRI 健診</li> <li>・ストレスチェック</li> </ul>	2,745 千円

## 8 輸送の安全に関する教育および研修

### （1）教育および研修計画

#### ①現業部門の代表者

営業所長等の現業部門の代表者が運輸安全マネジメント委員会に出席し、経営トップや安全統括管理者との意見交換等を含め双方向での情報共有を深め、安全に関する知識の習得と安全意識の高揚を図っております。

また、この会議結果を踏まえて各営業所で職場運輸安全マネジメント委員会を開催し、知識や情報の水平転回および運転士への指導、教育に活用しております。

#### ②運行管理者関係

独立行政法人自動車事故対策機構の一般講習を受講させているほか、外部講師による安全運転講習会、営業所単位の運輸安全マネジメント委員会を開催し、危険個所の把握や事故情報・事故対策に関する情報を共有し、輸送の安全性向上に努めております。

また、春の全国交通安全運動（例年4月上旬）ならびに秋の全国交通安全運動（9月上旬）にあわせて事故防止運動を重点的に展開するほか、夏季輸送の安全強化運動（7月中～下旬）ならびに年末年始輸送の安全強化運動（12月中旬～1月上旬）を実施するなど、年4回の安全運動を中心として輸送の安全性向上に努めてまいります。

#### ③運転士関係

年に4回、社員全員参加の「事故防止研究会」を開催し、事故情報・事故対策に関する情報を共有し、社員の事故防止意識を高め、事故を未然に防ぐよう努めております。

また、春の全国交通安全運動（例年4月上旬）ならびに秋の全国交通安全運動（9月上旬）にあわせて事故防止運動を重点的に展開するほか、夏季輸送の安全強化運動（7月中～下旬）ならびに年末年始輸送の安全強化運動（12月中旬～1月上旬）を実施するなど、年4回の安全運動を

中心として輸送の安全性向上に努めてまいります。

④新入社員教育

新たに採用した運転士に対しては、関係法令・諸規則の周知、バス運転士としての心構え、運転操作、路線習熟、各種機器の取り扱い、適性の確認等を目的に、座学教育のほか指導運転士による実車訓練を実施しております（2022年度は8名の新入社員に実施しました）。

⑤適性診断の実施

全運転士を対象にNASVA（独立行政法人自動車事故対策機構）の適性診断を定期的に受診させるとともに、法令で定める初任運転者、高齢運転者、事故惹起運転者等についても必要に応じて都度適性診断の受診をしております。

⑥外部コンサルティング教育

国土交通省認定の外部リスクコンサルティング会社であるSOMPOリスクマネジメント株式会社とともに研修プログラムを作成したうえで講師の派遣を受け、研修・集合教育を実施しているほか、吉川警察署交通課担当者をお招きしてご講演いただく集合教育を実施しております。また、株式会社ディ・クリエイトと交通事故防止コンサルティング契約を締結し、社内で安全指導を担う管理者や教育担当者を対象に「管理者レベルアップ講座」を受講させることで、指導技術の向上にも取り組んでいます。

(2) 2022年度の教育研修実績

①外部講習会・セミナー等への出席

- 8月 1日 第12回東武グループ交通事業者安全推進連絡会（1名）
- 9月15日 茨城県バス協会 運行管理責任者集会（1名）
- 10月 5日 第71回関東地区バス保安対策協議会委員総会（1名）
- 10月17日 令和4年度運輸事業の安全に関するシンポジウム2022（2名）
- 11月25日 朝日自動車グループ役員研修会・運輸安全マネジメント委員会（3名）
- 12月16日 国土交通省関東運輸局 運輸防災マネジメントセミナー（1名）
- 3月 8日 埼玉県バス協会 バス事業者講習会（3名）

②外部講師を招いて実施した主な集合教育実績

(研修名)	(開催月)	(受講者数)
管理者レベルアップ講座	2022年2月～6月	4名（事務職管理者4名）
事故防止研究会	2022年 9月	115名（事務職19名、運転士96名）
事故防止研究会	2022年12月	115名（事務職19名、運転士96名）



《国土交通省認定 外部リスクコンサルティング会社による研修・集合教育》

2022年9月実施



《吉川警察署交通課による研修・集合教育》

2022年12月実施

### ③各営業所で行った運転士教育・実車訓練

当社ではバスの安全運行の徹底を図るため、運転操作および非常時対応のための実車訓練を実施しております。これまでの実績として、オーバーハング・内輪差・死角・車間距離の確認（バスと普通車運転席の見え方の違い）、非常口・消火器・車椅子対応訓練、日常点検の再確認（ハンマーによる打音検査での音の違い）、チェーン脱着訓練等の実車訓練を実施しており、今後も同様の訓練を継続的に実施いたします。



《非常時対応のための消火器使用訓練》

2022年冬季実施

教育においては特にドライブレコーダー映像の活用を重視し、事故事例やヒヤリハット事例を用いて実践に即した指導を行っております。

株式会社ディ・クリエイトよりドライブレコーダー映像を中心とする動画資料の提供を受けて事故防止教育に利用しているほか、運転士が視聴しやすいよう点呼場付近にディスプレイを設置して常時映像を配信しています。



《ドライブレコーダー映像を活用した安全運転指導》

2022年度実施

### (3) その他の取り組み

#### ①外部啓発活動

地元小学校と連携してバスの乗り方教室を開催し、安全の大切さについて周知活動を行っております。

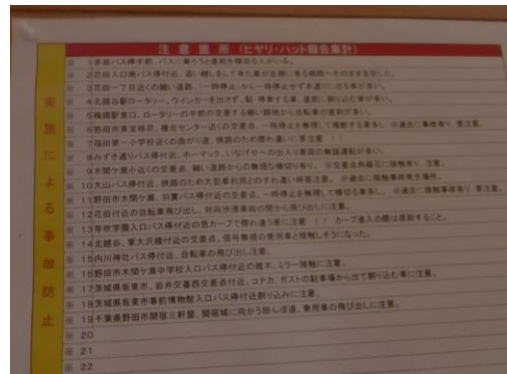


《地元小学校にて開催されたバスの乗り方教室》

2022年10月実施

#### ②ヒヤリハット情報の共有

随時運転士からヒヤリハット情報を収集し、その内容を当社路線内の「ヒヤリハット地点」や「冠水か所」をヒヤリハットマップとして営業所内に掲出して情報共有しているほか、営業所の事故防止教育（乗務員間の意見交換等）に役立てています。



《ヒヤリハットマップ（ハザードマップ）》

### ③歩行者優先「KEEP38プロジェクト」

当社は2021年10月1日に埼玉県警察本部において、歩行者優先（道路交通法38条「歩行者優先義務」）に向けた事故防止に対する取り組みとして、モデル事業所に指定されました。



この指定を通じ、歩行者優先の浸透、模範運転等に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な輸送サービスを提供してまいります。

## 9 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

### (1) 輸送の安全に関する内部監査の実施

茨城急行自動車株式会社（全3営業所）

2022年度において全営業所の内部監査を実施し、指摘事項の改善を確認いたしました。

2023年度も継続的に内部監査を実施し、一層の安全性向上に取り組んでまいります。

### (2) 行政処分および講じた措置等

ありません。

## 10 安全統括管理者

茨城急行自動車株式会社

常務取締役 営業部長兼運転車両部長 佐藤 雄一

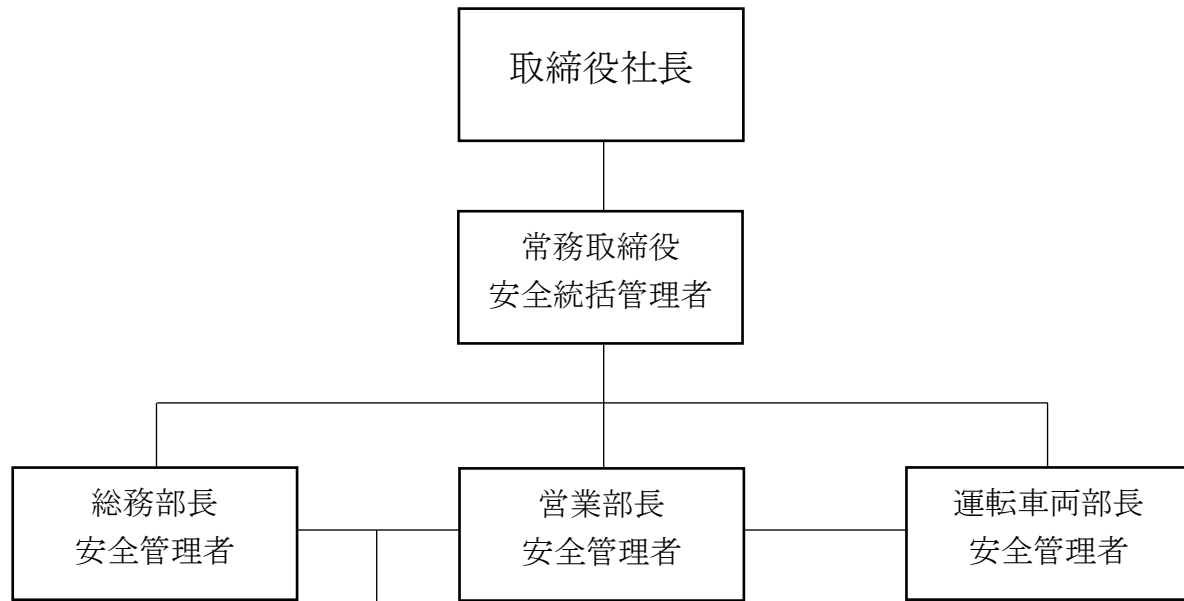
以上

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

茨城急行自動車株式会社

安全管理組織図

本社

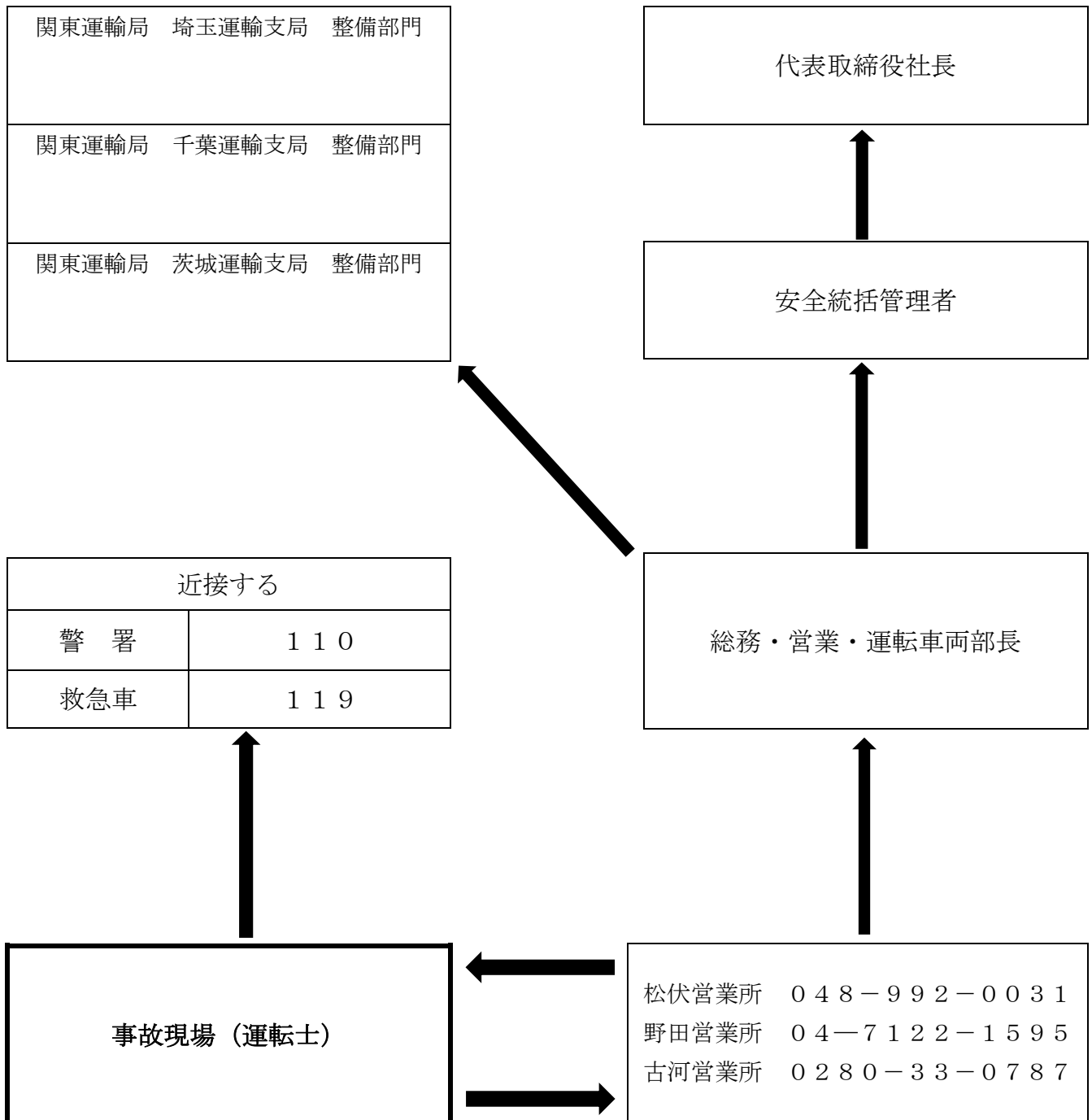


営業所



事故・災害時報告連絡体制

茨城急行自動車株式会社





# 安 全 管 理 規 程

## 【事業の種類】

一般乗合旅客自動車運送事業

特定旅客自動車運送事業

## 茨城急行自動車株式会社

第一章 総則		1 頁
第二章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方法等	1 頁
第三章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制	2 頁
第四章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法	3 頁

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

**第2条** 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

**第3条** 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く意識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（これを「**plan Do Check Act**」という。）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

### (輸送の安全に関する重点施策)

**第4条** 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
  - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
  - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
  - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定しこれを的確に実施すること。
- 2 各グループ企業間の連携を密接にして互いに協力し合い、一丸となって

輸送の安全性の向上に努める。

#### (輸送の安全に関する目標)

**第5条** 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

#### (輸送の安全に関する計画)

**第6条** 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

#### (社長等の責務)

**第7条** 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括責任者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

#### (社内組織)

**第8条** 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適格に行う。

- (1) 安全統括管理者
  - (2) 統括運行管理者
  - (3) 運行管理者
  - (4) 整備管理者
  - (5) その他必要な責任者
- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管轄の営業所を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制、及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

#### (安全統括管理者の選任及び解任)

**第9条** 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を

選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障、その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

### (安全統括管理者の責務)

**第10条** 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底する。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重要施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講ずること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

## 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

**第11条** 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施にする。

### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

**第12条** 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

**第13条** 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、本条第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

### (輸送の安全に関する教育及び研修)

**第14条** 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

### (輸送の安全に関する内部監査)

**第15条** 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部調査を実施する。

- 2 安全統括責任者は、前項の内部監査が終了した場合にはその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

### (輸送の安全に関する業務の改善)

**第16条** 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査

の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

#### (情報の公開)

**第17条** 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

#### (輸送の安全に関する記録の管理等)

**第18条** 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括責任者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存方法は別に定める。

#### 付 則

この規程は、2009年10月16日から実施する。